

国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 8 条の 6 第 2 項後段の規定に基づき、以下の樹木採取区の指定の解除について公示する。

令和 8 年 4 月 17 日  
北海道森林管理局長

1 樹木採取区の名称

- ①北海道森林管理局 4 日高樹木採取区
- ②北海道森林管理局 5 渡島檜山樹木採取区

2 樹木採取区の所在地

別紙 1 及び別紙 2 のとおり。

3 樹木採取区の面積

- ①北海道森林管理局 4 日高樹木採取区

樹木採取区的面積 738.81ha

採取可能面積 558.64ha

備考：面積は、森林調査簿（平成 31 年 3 月 31 日時点）による。

- ②北海道森林管理局 5 渡島檜山樹木採取区

樹木採取区的面積 914.36ha

採取可能面積 773.64ha

備考：面積は、森林調査簿（平成 31 年 3 月 31 日時点）及び一部実測による。

4 区域位置図及び区域図

別紙 2 のとおり